

議案第170号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を次のように改める。

- (2) 教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教員並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説 明

職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を適用しないこととする職員の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の特殊勤務手当に関する条例 (抄)

(適用除外)

第2条 この条例の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 省 略

(2) 教育委員会が所管する学校又は幼稚園に勤務する教員

(2) **教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教員並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事**